

薬局開設許可申請手続き

・提出書類（各1部）

- 1 許可申請書（様式第一（第一条関係））
- 2 添付書類
 - (1) 薬局の構造設備の概要（別紙様式）
 - (2) 薬局の周辺地図
 - (3) 薬局の業務体制の概要（別紙様式）
 - (4) 薬剤師・登録販売者の一覧（別紙様式）
 - (5) 申請者が法人であるときは登記事項証明書原本（6か月以内に発行されたもの）
 - (6) 勤務する薬剤師又は登録販売者の薬剤師免許証又は販売従事登録証の写し（原本持参のこと）
 - (7) 申請者が管理者及びその他の薬剤師又は登録販売者を雇用する場合は、使用関係を証する書類（参考様式：使用関係証明書。自社様式や雇用契約書の写しも可。）
 - (8) 放射性医薬品を取扱おうとするときは、放射性医薬品の種類及び放射性医薬品貯蔵設備の概要を記載した書類
 - (9) 申請者（申請者が法人であるときは、その責任役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがあるものである場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書（3か月以内に発行されたもの）
 - (10) 管理者が再教育研修命令を受けた薬剤師であるときは、薬剤師法第8条の2第3項の再教育研修終了登録証の写し
 - (11) 薬剤師不在時間が「有」のときは、薬剤師不在時間の概要（別紙様式）
 - (12) 特定販売を行おうとするときは、特定販売に関する事項（別紙様式）
 - (13) 薬局医薬品製造業の許可を取得する薬局において、検査機器の一部を薬剤師会と契約したときは、契約書の写し
- 3 申請手数料 31,700円（申請時に交付する納付書により、指定金融機関等への振込み）

・注意事項

次の場合、添付書類を省略することができる

省略できる書類	省略できる場合
(1) 登記事項証明書	盛岡市保健所において当該申請に係わる許可以外の許可を受け、又はその申請をしているとき（変更登記されておらず、6か月以内に発行されたもの）
(2) 申請者の診断書	同上（3か月以内に発行されたもの）
(3) 使用関係を証する書類	同上であって、当該管理者等についてすでに提出されているとき

※ 省略する場合は、申請書の備考欄にその旨を付記すること

例) ○○○については、○○営業所（許可（登録）番号：○○○号、許可（登録）年月日：○年○月○日）の○年△月×日 盛岡市保健所への○○申請書提出の際に添付済み

その他お問合せ先

【保険薬局の指定】 東北厚生局岩手事務所

健康保険法に基づく保険薬局の指定を受ける場合は、薬局開設許可証の写しを添付して東北厚生局へ申請する必要があります。詳しくは東北厚生局岩手事務所にご相談ください。

【麻薬及び向精神薬取締法に基づく各種手続き】 岩手県県央保健所環境衛生課

様式第一(第一条関係)

薬局開設許可申請書

薬局の名称		
薬局の所在地		
薬局の構造設備の概要		別紙のとおり
調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要		別紙のとおり
医薬品の販売又は授与を行う体制の概要		別紙のとおり
(法人にあつては)薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名		
通常の営業日及び営業時間		
相談時及び緊急時の連絡先		
薬剤師不在時間の有無		有 ・ 無
特定販売の実施の有無		有 ・ 無
健康サポート薬局である旨の表示の有無		有 ・ 無
申請者(法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。)の欠格条項	(1)	法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
	(2)	法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
	(3)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
	(6)	精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
	(7)	薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者
備考		

上記により、薬局開設の許可を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

盛岡市保健所長様

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 薬局の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 医薬品の販売又は授与を行う体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。
- 7 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

